

高周波利用設備廃止届

令和 年 月 日

九州総合通信局長 殿

届出者（注1）

郵便番号

住 所

氏名（商号又は名称）

代表者の役職名及び氏名

電話番号

代理人 郵便番号

住 所

氏名（商号又は名称）

代表者の役職名及び氏名

電話番号

年 月 日付け九高第 号をもって許可を受けた高周波利用設備
（ ）（注2）を、下記のとおり廃止しますので、電波法第100条第
5項において準用する同法第22条の規定により届け出ます。

記

- 1 廃止する理由 （ ）
- 2 廃止する年月日 令和 年 月 日

注1 記載は、次によること。

(1) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(2) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

注2 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

注3 高周波利用設備を廃止したときは、1か月以内に許可状を返納しなければなりません。

（日本工業規格A列4番）